

公営競技施行団体に係る総務大臣指定について

1 施行者となるための要件

各競技法の規定

都道府県：指定不要

市町村：財政等を勘案して総務大臣が指定

- ※指定に当たっては、各競技の所管大臣（農水・経産・国交）と協議
- ※指定に当たり、期限又は条件を付すことができる
- ※オートレースは、法律で市町村を規定

原則 2 年間の期限を付して指定
(赤字団体は 1 年間)

2 今回の指定(大臣告示)

○ 申請に基づき 59 団体を指定

	今回指定団体			その他の施行団体			平成27年度 施行団体計
		1年 指定	2年 指定	昨年度 2年指定	指定期限が制度化 される以前に指定 を受けた市町村	都道府県 オートレース (指定不要)	
競馬	14	9	5	25	—	11	50
競輪	12	11	1	0	39	7	58
オート	—	—	—	—	—	7	7
競艇	33	13	20	26	45	1	105
計	59	33	26	51	84	26	220※

※純計: 195団体

3 指定の取消し(大臣告示)

○ 事業撤退を決めている次の 2 団体からの申請を受け、施行者の指定を取り消す。

撤退する施行団体	使用競走場
藤沢市（競輪）	平塚
一宮市（競輪）	一宮

【参考】直近5年間の取消しの状況

年度	21	22	23	24	25
団体数	3	0	1	0	0

公営競技施行団体指定に係る参照条文

競馬法（抜粋）

第1条 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの（以下「指定市町村」という。）はその指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

- 一 著しく災害を受けた市町村
- 二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。

自転車競技法（抜粋）

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走（以下「競輪」という。）を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

モーターボート競走法（抜粋）

第1条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村（以下「施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走（以下「競走」という。）を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することができる。

3 総務大臣は、第一項の規定により指定された市町村が一年以上引き続き競走を行わなかつたとき、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、国土交通大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

※ オートレースの施行団体は、法律による市町村の指定の手続が無く、一部の市町村は法律上で規定。（H26施行団体数＝7団体）

平成26年度末で指定期限を迎える団体一覧(網掛けは1年指定)

競技	都道府県	団体名	組合施行の場合の 組合名	使用 競走場名
競馬	北海道	帯広市		帯広
	岩手県	盛岡市	岩手県競馬組合	盛岡
		奥州市		水沢
	埼玉県	さいたま市	埼玉県浦和競馬組合	浦和
	千葉県	船橋市	千葉県競馬組合	船橋
		習志野市		
	神奈川県	川崎市	神奈川県川崎競馬組合	川崎
	岐阜県	岐南町	岐阜県地方競馬組合	笠松
		笠松町		
愛知県	名古屋市	愛知県競馬組合	名古屋	
	豊明市			
兵庫県	尼崎市	兵庫県競馬組合	園田	
	姫路市		尼崎	
佐賀県	鳥栖市	佐賀県競馬組合	佐賀	
競輪	茨城県	取手市		取手
	東京都	八王子市	東京都十一市競輪事業組合	京王閣
		武蔵野市		
		青梅市		
		昭島市		
		調布市		
		町田市		
		小金井市		
		小平市		
		日野市		
東村山市				
国分寺市				

競技	都道府県	団体名	組合施行の場合の 組合名	使用 競走場名
競艇	東京都	八王子市	東京都六市競艇事業組合	江戸川
		武蔵野市		
		昭島市		
		調布市		
		町田市		
		小金井市		
		小平市	東京都四市競艇事業組合	多摩川
		日野市		
		東村山市		
		国分寺市		
東京都	多摩市	東京都三市収益事業組合	江戸川	
	稲城市			
	あきる野市			
香川県	宇多津町	香川県中部広域競艇事業組合	丸亀	
	琴平町			
	三豊市			
	まんのう町			
福岡県	筑紫野市	福岡都市圏広域行政事業組合	福岡	
	春日市			
	大野城市			
	宗像市			
	太宰府市			
	古賀市			
	福津市			
	糸島市			
	那珂川町			
	宇美町			
	篠栗町			
	志免町			
	須恵町			
	新宮町			
	久山町			
	粕屋町			